

平成27年 7月30日 (木)

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	<p>皆さんこんにちは。定刻になりましたので平成27年 第7回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了 出席確認 7番古田委員 13番上田委員 17番瀧口委員の3委員が欠席です、委員37名中34名の出席であり、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き、本総会の議長をお願いします。</p>
議 長	<p>(挨拶)</p> <p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。20番末清委員 21番松井委員を指名します。 よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>申請番号23号 土地の所在は、 [redacted] [redacted] 受人は、 [redacted] 渡人が、市外在住で管理できなくなり、受人においては、経営規模を拡大したいとのことで、話がまとまり贈与による所有権移転するものです。</p> <p>次に、申請番号24号 土地の所在は、 [redacted] 渡人は、 [redacted] 受人は、 [redacted] 渡人が、市外在住で管理できなく、受人においては、この土地が、自作地と隣接するので活用したいという意向があり、今回 贈与による所有権移転が成立しました。</p> <p>続いて、申請番号25号 土地の所在は、 [redacted] 渡人は、 [redacted] さん 受人は、 [redacted] 賀修治さんです。 渡人は、離農しているため管理できず、農地</p>

	<p>を処分したいということです。 受人は、経営規模を拡大したいとのことで今回売買による所有権移転が成立したものです。</p> <p>続いて、申請番号 26 号 土地の所在は、          渡人は、          さん 受人は、          さんです。 渡人が、県外在住により農地を管理できないため農地を処分したいとの意向です。 受人は、経営規模を拡大したいとのことで今回売買による所有権移転が成立したものです。</p> <p>最後に、申請番号 27 号 土地の所在は、          渡人は、          さん          受人は、          さんです。 渡人が、市外在住で入院中のため管理できなく、受人においては、経営規模を拡大したいとのことでの売買による所有権移転が成立しました。</p>
議長	<p>それでは、これから、担当農業委員からの説明をお願いしますが、申請番号 23 号については、私の担当地区ですので、私から補足説明申し上げます。渡人は、この 9 筆の農地を所有していましたが、高齢化と市外在住により管理ができなくなり贈与による          への所有権移転でありますので、何ら問題ありません。</p> <p>続いて、申請番号 24 号について 金澤委員の補足説明をお願いします。</p>
30 金澤委員	<p>場所は、          で、          は、大分に家を建て住んでおり国東には帰らないということで、管理ができなくなったために、今回売買契約が成立したもので何ら問題ありません。</p>
議長	<p>申請番号 25 号について、小縣委員をお願いします。</p>
11 小縣委員	<p>          で、          さんは、既に離農をされており農地の管理ができなく、処分を考えていたところ、伊賀さんと売買契約が成立したもので問題ないと思われます。</p>
議長	<p>申請番号 26 号について、丸小野委員をお願いします。</p>
10 丸小野委員	<p>この土地は、          が、高齢化と県外在住により</p>

	管理できないということで、今回 [REDACTED] と売買が成立したもので問題ありません。
議長	最後に、申請番号 27 号について、糸永委員お願いします。
5 糸永委員	この土地は、[REDACTED] は、 [REDACTED] 住んでおり、病気のため管理できないということで、 [REDACTED] 売買が成立したもので何ら問題ありません。
議長	それでは、申請番号 23 から 27 まで事務局及び担当農業委員から説明がありましたが、質問等ありませんか。  (質問・意見等なし)
議長	それでは賛成の委員の挙手を求めます。  (全 員 挙 手)
議長	議案第 34 号は、承認されました。
議長	次に、議案第 35 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農地法第 4 条の規定による許可申請については、この申請番号 5 の 1 件のみです。所在は、[REDACTED] の [REDACTED] 申請人は、[REDACTED] さんで農地全体を 70 cm 埋め立て田を畑として農地造成を行うための一時転用申請です。[REDACTED] はさまれた窪地で造成し畑として今後管理するとのこと。この土地は、農用地区域内農地です。
議長	続いて、担当農業委員の松井委員説明をお願いします。
21 松井委員	事務局より、説明のとおりです。現地確認しましたが何ら問題ないと思われま。
議長	それでは、議案第 35 号 申請番号 5 号について、事務局及び

	<p>担当農業委員から説明がありました。質問等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>議長 それでは賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p> <p>議長 議案第 35 号は、承認されました。</p> <p>議長 続いて、議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 申請番号 17 号 所在は、   です。 渡人は、  さん 受人は、  さんです。  として使用するため、平成 17 年頃転用されており、今回、始末書添付による追認申請です。この土地は第 2 種農地で、売買による所有権移転です。 続いて、申請番号 18 号 所在は、   です。 渡人は、  さん 受人は、  さんです。持ち家が無いため、今回申請地に所有権売買により、建築総面積  の住宅を新築する計画の転用申請です。この土地は第 2 種農地です。</p> <p>議長 続いて、それぞれ、担当農業委員の説明をお願いします。</p> <p>14 江本委員 申請番号 17 号について説明します。この土地は、  駐車場として、平成 17 年頃から駐車場として使用されておりましたが、今回、  農地であることに気づき追認申請するものです。隣地等にも支障なく何ら問題ないものと思われま</p> <p>31 工藤委員 申請番号 18 号について説明します。申請地は、   にあります。   売買による所有権移転を受け  の土地に住宅を新築するものです。問題は無いと思われま</p>
--	--

議長	<p>それでは、議案第 36 号 申請番号 17・18 について事務局及び担当農業委員から説明がありました。質問等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議長	<p>それでは賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
議長	<p>議案第 36 号は、承認されました。</p> <p>それでは、議案第 37 号 農用地利用集積計画について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めるものです。</p> <p>利用権設定で内訳は、田が、30 筆 41,283 m<sup>2</sup> です。内訳ですが、すべて新規設定です。以下地区別、個別については、ご覧いただきたいと思えます。</p>
議長	<p>なにかご質疑等ございませんか。</p> <p>(意見質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>議案第 37 号 農用地利用集積計画について承認します。</p>
議長	<p>それでは、議案第 38 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局及び担当農業委員の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請番号 26 号 申請地は、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>  <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>  の 2 筆です。合計面積 <span style="background-color: black; color: black;">XXXX</span> です。申請者は、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>  の <span style="background-color: black; color: black;">XXXX</span> さんです。平成 19 年に農地法第 4 条の許可を受け、駐車場用地として転用許可を受けましたが、法務局に地目変更登</p>

	<p>記をしていなかったため、今回、非農地証明申請するものです。この土地は、当時、第2種農地でした。</p> <p>申請番号 27号 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED] です。合計面積 [REDACTED] です。申請人は、[REDACTED] さんです。この土地は、30年以上前から、クヌギ・クリ等が植栽されており現在山林となっております。一部については、隣接する [REDACTED] の駐車場として使用されており、農地としての使用は、困難な状況です。</p>
<p>29 花木委員</p>	<p>申請番号 26号について説明します。申請地 2筆は、[REDACTED] さんのご両親が、平成 19年に転用許可を受けていたものの、法務局での地目変更の手続きがなされていませんでした。今回相続登記において、このことが判明し申請するものです。</p>
<p>2 坂本委員</p>	<p>申請番号 27番について説明します。申請地は、[REDACTED] [REDACTED] 隣に位置します。30年程前より畑として利用されておらず、既に山林化しています。また、一部 [REDACTED] の駐車場として、[REDACTED] が、寄付をしており、畑に戻すのは不可能と思われます。</p>
<p>議長</p>	<p>何か質疑ご意見等ございませんか。</p> <p>(特になし)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、採決します (賛成多数)</p> <p>議案第 33号 非農地証明書の交付については承認されました。</p> <p>本日の議事は、これですべて終了します。 以上で、本日の総会を終了いたします</p>